

公益社団法人日本地震学会代議員選挙規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地震学会（以下「本会」という。）定款により、理事会において定めるものとされている代議員選挙を行うために必要な事項について定めるものとする。

(代議員の区分)

第2条 代議員は、社員総会及び理事会において、会長、会長以外の理事及び監事（定款第18条第7項の監事を除く）の各候補者として尊重される取扱いを受ける代議員（以下、「役員代議員」という。）とその取扱いを受けない代議員（以下、「通常代議員」という。）との2区分とする。

2 役員代議員と通常代議員とは、法人法上の社員としての地位において異なる。

(代議員の定数)

第3条 通常代議員の定数は123名とする。

2 役員代議員の定数は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 会長候補者 1名
- (2) 理事候補者 14名（会長候補者を除く）
- (3) 監事候補者 2名

(他の規則への委任)

第4条 通常代議員選挙に関する事項は、この規則によるほか、本会通常代議員選挙規則の定めるところによる。

2 役員代議員選挙に関する事項は、この規則によるほか、本会役員代議員選挙規則の定めるところによる。

(規則の改廃)

第5条 本規則の改廃は、理事会の議を経て決定する。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。